報告第２号

専決処分の報告について

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月25日提出

富津市長　　高　橋　恭　市

報告理由

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告するものである。

専決第12号

専決処分書

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により次のとおり専決処分をする。

１　事故発生日時　　令和８年６月27日　午後11時40分頃

２　事故発生場所　　富津市内

３　和解の相手方　　法人

４　事故の概要　　火災出動した際、上記日時場所において、天井裏に設置されている発報した感知器を探索中、梁から足を踏み外し、石こうボードの一部を破損させた。

５　損害賠償額及び和解の内容　　市は相手方に対し、231,000円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和８年10月７日

富津市長　　高　橋　恭　市